

## 議案第73号

### 前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和2年6月11日提出

前橋市長 山本 龍

### 前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成6年前橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「療養」の次に「（第3条第1号の子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生等」という。）については、病院又は診療所で入院して行われるものに限る。）」を加える。

第4条第1項中「支給対象者」の次に「（高校生等を除く。）」を加える。

第7条第1項中「受給資格者」の次に「若しくは高校生等」を、「前条の医療」の次に「（高校生等にあつては、病院又は診療所で入院して行われる医療）」を加える。

第9条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、第7条第1項の規定による申請を行った高校生等について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる」とあるのは、「第3号から第5号までに掲げる」と読み替えるものとする。

第11条中「受給資格者」の次に「又は高校生等」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用する。